

～令和4年4月に小学校に入学予定のお子様の保護者様へ～ 就学援助費の入学前支給のご案内

甲賀市では、令和4年4月に小学校に入学予定のお子様の保護者様で就学援助の要件に該当する方に、就学援助の新入学用品費（ランドセル・制服等入学に必要なものを購入する費用）を入学前に支給します。

◆入学前支給について◆

就学援助費は、経済的な理由によって児童生徒の就学が困難な場合に、行政が必要な援助を行うものです。入学前支給を受けることができるのは、次の（１）～（３）の要件の全部に該当する方です。

（１）甲賀市に居住している方

（２）お子様が令和4年4月に甲賀市の小学校に入学予定の方

（３）就学援助【**準要保護児童**】の要件に該当する方

【**準要保護児童**】とは、生活保護法による扶助を受けている世帯に準ずる程度に困窮し、就学が困難な状況の世帯にいる児童で、教育委員会が認定します。対象となる所得の上限金額（目安）は次のとおりです。

（世帯全員の前年所得合計額が基準額（生活保護基準の1.5倍）以下である世帯）

| 世帯人数 | 世帯構成 | 総所得金額 |
|------|------------------------------|--------|
| 2人世帯 | 母20代、小学生1人 | 約210万円 |
| 3人世帯 | 母40代、中学生1人、小学生1人 | 約290万円 |
| 4人世帯 | 父50代、母40代、中学生1人、小学生1人 | 約330万円 |
| 5人世帯 | 父40代、母30代、中学生1人、小学生1人、未就園児1人 | 約360万円 |

※この例はあくまで目安です。所得基準は、年齢や家族構成により細かく異なりますので、個別に審査します。

※総所得金額とは、世帯全員の前年所得の合計額です。同世帯に祖父母がいる場合は、その方の所得も含まれます。

◆申請について◆

1) 申請書類

申請を希望する場合、下記の書類を提出してください。

●**要保護・準要保護児童生徒就学援助費支給申請書**

- ・児童生徒1人につき1枚となりますので、兄弟姉妹がいる場合は人数分必要です。
- ・両面に記載欄がありますので、記入漏れ、押印漏れが無いようご注意ください。

《新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変した方のみ》

- ・就学援助申請に関する申立書
- ・収入が著しく減少（家計急変）したことを証明する書類等（コピー可）

申請前直近3か月の給与明細

離職の方は、辞令、退職証明書、または雇用保険被保険者離職票 など

個人事業主の方は、売上減少を要件として公的資金支援を受けた証明 など

2) 申請書類の提出先

就学時健康診断実施時に提出していただくか、甲賀市教育委員会学校教育課へ持参または郵送してください。

3) 受付期間

令和3年10月11日（月）～令和3年11月30日（火）（土日祝を除く）

※12月以降も随時申請は受け付けますが、支給日が遅くなる場合があります。

【ご注意ください!】

今回の申請は、新入学用品費を入学前に支給するためのものです。

令和4年度要保護・準要保護児童生徒就学援助費（学用品費、給食費等）については、4月以降に申請してください。

また、毎年度申請する必要があります。自動継続はされませんので、希望される方は必ず毎年申請を行ってください。

◆審査・認定について◆

・教育委員会に提出された申請書等に基づいて、教育委員会にて所得の審査認定を行います。（世帯構成や家族の年齢等により認定の基準が異なりますので、個別に審査します。）

・教育委員会での審査において、課税台帳等を閲覧します。

・世帯の所得（令和2年分）による審査を行いますので、世帯の中で申告を行っていない方がいる場合は、必ず申請前に前年所得の申告を税務署または市役所税務課で行ってください。認定後に所得の変更があった場合は、遡って認定を取り消す場合があります。

また、令和3年1月2日以降に甲賀市へ転入した方は、1月1日時点の住所地の市町村が発行した課税証明を提出してください。

◆審査結果の通知について◆

・審査結果は、1月頃に学校へ通知するとともに保護者へ郵送で通知します。

・12月以降に申請された方は、随時審査し、通知を送付します。

・認定結果通知書は、当年度末まで大切に保管してください。

◆支給について◆

1) 支給方法

申請書に書かれた保護者様の口座に振り込みます。

2) 支給時期

1月（12月以降に申請された方は、遅れる場合があります。）

※支給の際に、支給金額・振込日等を郵送で通知します。

3) 支給額

51,060円（お子様お一人につき）

4) その他

・小学新入学用品費は、1回限りの支給になります。小学校入学前に支給を受けた方は、小学校入学後は支給されません。

・新入学用品費は定額支給となるので、支給された就学援助費の用途を確認するため後日「購入物品報告書」を提出していただきます。

【問い合わせ先】

甲賀市教育委員会事務局 学校教育課学務係

所在地：甲賀市水口町水口6053番地 甲賀市役所4階

TEL：0748-69-2243

FAX：0748-69-2293